

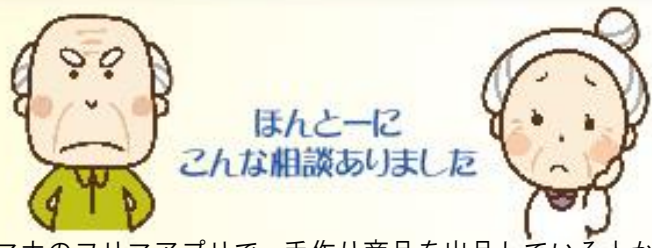
# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.44

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 情報商材と副業ビジネス

ネット上には、「絶対もうかる方法を教えます」とか「30分程度の簡単な作業をするだけで月収50万円の稼ぎ方！」などの広告で情報商材がたくさん販売されています。このような広告が謳っている「儲ける方法」を調べてみると、ドロップシッピングやアフィリエイトの仕組みを利用して収入を得るといった内容のものが多くあります。この仕組みは、商品をWeb上で宣伝し、その商品が自分の宣伝経路で売れば報酬が得られるというものです。実際どれだけ商品が売れるかは不確かなことなので、事業者の事前の説明に反してほとんど収入が得られないといったことになりかねません。事業者の話をおおむね聞き流しにして、ビジネスの仕組みや仕事の内容を十分に理解せず、高額な契約をするのはリスクが高いため絶対に避けましょう。



スマホのフリマアプリで、手作り商品を出品している人からカバンを購入した。代金を入金した後に出品者から「注文品はすでに売ってしまったので、色違いのカバンでいいか」と連絡が入った。色違いのカバンはいらない。どうしたらいいか。

フリマアプリでの売買契約は、基本的には個人間契約になります。個人間トラブルの解決は民法が適用されます。注文品がないので、売り主の債務不履行で契約解除。色違いであれば、契約解除の上、新たな契約という考え方です。つまり、色違いがいなければ「いらないからお金返して」と主張しましょう。お金の部分は、フリマアプリ会社提供のものを利用しているため、事業者に状況を説明して、売り主にお金が支払われる前に対応を求めましょう。

## 5月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■ 25件
訪問販売	■■■■ 4件
訪問購入	0件
通信販売	■■■■■■■■■ 28件
連鎖販売	■■ 2件
電話勧誘	■■■■■ 6件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明	■■■■■■■ 7件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。時間/10:00~16:00 相談料/無料 相談/原則予約制 予約/相談を受けたい窓口 ※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22-1111  
火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68-9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54-1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業